

板橋区民有灯補助金交付要綱

(平成11年6月10日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公道及び現に一般交通の用に供されている私道上に設置された民有灯の維持費の一部を補助することにより負担軽減を図り、併せて夜間の交通安全及び犯罪を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 公道 道路法の適用を受ける道路及び板橋区管理通路条例に規定する通路をいう。
- (2) 私道 幅員が1.5m以上でかつ公道又は私道へ通り抜けできる道路等をいう。
- (3) 民有灯 商店街の振興発展を目的とする団体が維持管理する装飾灯及び自治会等が維持管理する防犯灯で、終夜公道及び私道を照明し、夜間の交通安全及び犯罪を防止するものをいう。

(対象団体)

第3条 対象団体は、民有灯の維持費に関して、構成員の認定（総会で決算報告をしていることをいう。）を受けている団体で、商店会、自治会その他これに類するものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、区長が公益上特に必要があると認めるときは、対象団体とすることができる。

(補助対象外)

第4条 次の各号の一に該当する民有灯は、補助対象外とする。ただし、相当の事由により区長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 区が街灯を整備している路線にあるもの
- (2) 道路照明以外の目的で使用しているもの（駐車場灯、庭園灯、門灯等）
- (3) 現地調査の時点で使用されていないと認められるもの

(補助金の額と基準)

第5条 補助金の額は、毎年度区長が予算の範囲内において定めるものとする。

- 2 補助金は、4月1日現在設置されている基数を基準とする。
- 3 年度内において基数に変更がある場合の取扱いについては、別に要領に定める。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、民有灯補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 設置箇所を明示した図面
- (2) その他区長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その申請に係る書類の審査及びこれに基づく現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、申請団体に対し交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付決定通知を受けた申請団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助金交付請求書(別記第3号様式)を区長が定める期日までに提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、当該年度終了後、実績報告書(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 当該年度の支払いが確認できるもの
- (2) その他区長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 区長は、前条の実績報告があったときは、事業の成果が交付決定内容及び条件に適合しているかどうか審査し、適合と認めるときは補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(決定の取消)

第11条 区長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他区長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条により補助金の交付決定を取り消した場合は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(届出義務)

第13条 申請団体・交付決定団体及び交付団体は、補助事業及び団体の基本的な事項について変更が生じたときは、速やかに変更届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 交付団体は、補助事業に係る収支に関する書類を整理し、補助金の経理について、常に明確にしておかななければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるほか、補助金の交付に関し必要な事項は土木部長が定める。

付則

この要綱は、平成11年6月10日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年度民有灯補助金交付申請書

(宛先) 東京都板橋区長

下記のとおり、民有灯に係る補助金の交付を受けたいので板橋区民有灯補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

事務所所在地 _____

団 体 名 _____

代表者職・氏名 _____

電 話 _____

記

1 申請金額 _____ 円

(内 訳)

光源	単 価	基 数	金 額
水 銀 灯	円	基	円
蛍 光 灯	円	基	円
LED 灯 A	円	基	円
LED 灯 B	円	基	円
合 計			円

* 対象民有灯は、 _____ 年 4 月 1 日残置灯で当該年度中使用するもの。

* LED 灯 A は、 _____ すでに助成を受けている水銀灯から変更し、従来と同程度の照度を有する場合及び _____ 新規に 4 メートル以上の区道に設置した場合に適用。(_____ の場合は、照度分布図を添付すること。)

* LED 灯 B は、 _____ すでに助成を受けている蛍光灯から変更し、従来と同程度の照度を有する場合及び _____ 新規に 4 メートル未満の区道及び私有地内に設置した場合に適用。(_____ の場合は、照度分布図を添付すること。)

2 添付書類 民有灯設置箇所図面 (裏面)

民有灯設置箇所図面

団 体 名 _____

代表者職・氏名 _____

年 4 月 1 日残置灯で、
年度中使用する民有灯設置状況は下記のとおりです。



様

東京都板橋区長

申請のあった 年度民有灯補助金交付については、下記条件により交付を決定
したので通知します。

記

1 交付金額 円

(内 訳)

光源	単価	基数	金額
水銀灯	円	基	円
蛍光灯	円	基	円
LED灯A	円	基	円
LED灯B	円	基	円
合 計			円

2 交付条件

- (1)年度終了後、区長の定める期日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (2)補助金は、実績報告書の審査及びこれに基づく調査実施後、その額を確定する。
確定金額を超えて交付された補助金は、区長の定める期限までに返還しなければならない。
- (3)当該年度途中で補助事業及び団体の基本的な事項に変更が生じたときは、速やかに「変更届」を区長に提出しなければならない。
- (4)その他、民有灯補助金交付要綱に基づくものとする。

年度民有灯補助金交付請求書

(宛先) 東京都板橋区長

年度民有灯補助金について下記のとおり請求します。

年 月 日

事務所所在地

団 体 名

代表者職・氏名

電 話 番 号

記

1 請求金額

円

年度民有灯補助金実績報告書

(宛先) 東京都板橋区長

民有灯補助金の交付に係る事業が完了しましたので、板橋区民有灯補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

年 月 日

事務所所在地 _____

団体名 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

記

1 実績金額 _____ 円

(内 訳)

光源	申請基数	実績基数	実績金額	備考
水銀灯	基	基	円	
蛍光灯	基	基	円	
LED灯 A	基	基	円	
LED灯 B	基	基	円	
合 計				円

* LED灯 A は、すでに助成を受けている水銀灯から変更し、従来と同程度の照度を有する場合及び新規に4メートル以上の区道に設置した場合に適用。(の場合は、照度分布図を添付すること。)

* LED灯 B は、すでに助成を受けている蛍光灯から変更し、従来と同程度の照度を有する場合及び新規に4メートル未満の区道及び私有地内に設置した場合に適用。(の場合は、照度分布図を添付すること。)

2 添付書類 当該年度の支払いが確認できるもの(電気料金領収書等)

様

東京都板橋区長

実績のあった 年度民有灯補助金については、下記のとおり補助金の額が
確定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 交付確定金額 | 円 |
| 2 交付済金額 | 円 |
| 3 返還金 | 円 |

なお、返還金があるときは、区長が定める期限までに別紙納入通知書により
返還して下さい。

変 更 届

(宛先) 東京都板橋区長

当団体で管理する民有灯の管理状況について、下記のとおり変更が生じたので、板橋区民有灯補助金交付要綱第13条に基づき、届け出ます。

年 月 日

事務所所在 _____

団 体 名 _____

代表者職・氏名 _____

電 話 _____

記

1 変更事項

(1) 民有灯設置基数

(新) 水銀灯 _____基	(旧) 水銀灯 _____基
蛍光灯 _____基	蛍光灯 _____基
LED-A灯 _____基	LED-A灯 _____基
LED-B灯 _____基	LED-B灯 _____基
合 計 _____基	合 計 _____基

なお、民有灯変更箇所については、別紙図面のとおり

(2) 団体名

(新) _____ (旧) _____

(3) 代表者名(フリガナ)

(新) _____ (旧) _____

(4) 事務所所在地

(新) _____ (旧) _____

2 変更年月日 _____年 月 日

3 変更理由 _____
